

フランス産業財産庁（INPI）及び日本国特許庁（JPO）との間の
特許審査ハイウェイ試行プログラムにおける INPI への PPH 申請手続（仮訳）

2025年1月1日改定

第1部
JPO 特許出願に基づく PPH

出願人は、INPI-JPO 特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムにおいて、以下の要件を満たすフランス産業財産庁（INPI）への出願について、関係書類の提出等の所定の手続を取ることで、JPO 出願に基づいて早期審査を申請することができる。

出願人は、PPH 試行プログラムの申請に際し、申請書を INPI に提出しなければならない。

両庁は、プログラムへの参加申請数が管理可能なレベルを超えた場合、又は他の理由により、PPH 試行プログラムを終了することができる。プログラムを終了する場合、事前に告知する。

PPH 試行プログラムは2025年1月1日から行い、2029年12月31日に終了いたしますが、INPI と日本国特許庁（JPO）による調査と評価の後に延長される可能性があります。

1. 要件

(a) PPH を申請する INPI 出願（以下、当該出願という）及び対応する JPO 出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。
具体的には、当該出願が以下のいずれかに該当する。

(Case I) JPO 出願を基礎として、パリ条約に基づく優先権を正当に主張する出願（附属書 I の図 A、B 及び C 参照）

(Case II) JPO 出願（PCT 出願の国内移行出願を含む）のパリ条約に基づく優先権の正当な主張の基礎となる出願（附属書 I の図 D、E 及び F 参照）

(Case III) JPO 出願（PCT 出願の国内移行出願を含む）と同一の優先権書類を有する出願（附属書 I の図 G 及び H 参照）

(Case IV) 優先権主張を伴わない PCT 出願を基礎として、パリ条約に基づく優先権を正当に主張する出願（附属書 I の図 I 参照）

（注）INPI 出願は PCT 出願の国内移行出願を含まない。

(b) JPO で特許可能と判断された一つ以上の請求項を有する、少なくとも一つの対応する JPO 出願が存在する。

出願が特許査定を受けていない場合でも、JPO の審査官が最新のオフィスアクション

ョンで請求項に特許性があると明らかに示す場合、当該請求項は「特許可能と判断」される。

オフィスアクションの例：

- (i) 特許査定
- (ii) 拒絶理由通知
- (iii) 拒絶査定
- (iv) 特許審決

例えば、JPO の拒絶理由通知に以下の定型表現が記載されている場合、対象請求項は特許性があると明らかに示されている。

<拒絶理由を発見しない請求項>

請求項○に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

(c) PPH における審査を申請する出願のすべての請求項が、JPO で特許可能と判断された一つ以上の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

請求項が「十分に対応する」と見なされるのは、翻訳や請求項の記載形式による差異を考慮した上で、INPI 出願の請求項が JPO 出願の請求項と同一又は類似の範囲を有する場合、又は INPI 出願の請求項の範囲が JPO 出願の請求項の範囲より狭い場合である。例えば、JPO 出願の請求項が明細書（詳細な説明、請求の範囲の少なくとも一方において）で裏付けられる追加的機能によって更に限定するように補正される場合、当該請求項の範囲は狭められる。

JPO で特許可能とされた請求項に新たな又は異なるカテゴリーの請求項が加えられた INPI 出願の請求項は、JPO 出願の請求項に十分に対応しているとは見なされない。例えば、JPO 出願の請求項が製品の製造方法に関する請求項（プロセスクレーム）のみからなる場合、プロセスクレームに従属する製品クレームが追加された INPI 出願の請求項は JPO 出願の請求項に十分に対応しているとは見なされない。

PPH 申請が受理された場合、ファーストオフィスアクション発行後に補正又は追加される請求項は、JPO で特許可能とされた請求項に十分に対応している必要はない。

(d) PPH 申請時に INPI が出願の特許審査 (grant examination) に着手していない。
(附属書 I の図 J 参照)

審査プロセスの一層の迅速化のため、INPI は、INPI への出願から 12 ヶ月以内の PPH 申請を推奨する。

2. 提出書類

PPH 申請を行う際は、以下の書類(a)～(d)を PPH 申請書に添付して提出しなければならない。

(a) JPO が対応出願に対して発行した (JPO における特許性の実体審査に関わる) すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文¹

翻訳言語として英語又はフランス語が認められる。INPI の審査官は、JPO のドシエアクセスシステムにより JPO のオフィスアクション及びその機械翻訳文を入手できるため、出願人は、システムが提供する JPO のオフィスアクションの写し及びその翻訳文の提出を省略できる。INPI の審査官は、当該ドシエアクセスシステムにより JPO のオフィスアクション及びその機械翻訳文を入手できない場合には、出願人に通知し必要書類の提供を求めることができる。

(b) JPO で特許可能と判断されたすべての請求項の写し及びその翻訳文¹

翻訳言語として英語又はフランス語が認められる。INPI の審査官は、JPO のドシエアクセスシステムにより JPO で特許可能と判断された請求項及びその機械翻訳文を入手できるため、出願人は、システムが提供する JPO 出願の請求項の写し及びその翻訳文の提出を省略できる。INPI の審査官は、当該ドシエアクセスシステムにより JPO 出願の請求項及びその機械翻訳文を入手できない場合には、出願人に通知し必要書類の提供を求めることができる。

(c) JPO の審査官が引用した文献の写し

引用文献が特許文献の場合、INPI は通常それらを所有しているため、出願人は提出を省略できる。INPI の審査官が特許文献を所有していない場合、出願人は審査官の求めに応じて当該特許文献を提出しなければならない。非特許文献はすべて提出しなければならない。引用文献の翻訳文は不要である。

(d) 請求項対応表

出願人は、INPI 出願のすべての請求項が JPO 出願の特許可能な請求項に十分に対応していることを示す請求項対応表を提出しなければならない。請求項が JPO 出願の請求項の逐語訳である場合、出願人は対応表に「当該請求項は JPO 出願の請求項と同様である」と記入するだけでよい。請求項が逐語訳でない場合、出願人は各請求項が十分に対応していることを説明する必要がある。

出願人は、並行した手続又は以前の手続において上記書類(a)から(d)を INPI にすでに提出している場合、その旨の記載をもって提出に代え、添付を省略できる。

¹ 機械翻訳は認められるが、翻訳が不十分であるためにオフィスアクション又は請求項の概要を把握できない場合、審査官は出願人に再翻訳を求めることができる。

3. PPH 申請手続

PPH 申請は INPI のオンライン出願ウェブサイト (<https://procedures.inpi.fr/?/>) を通じて提出しなければならない。

3.1. 特許出願と同時に PPH 申請を行う場合

PPH 申請のオプションの選択：

日本出願を基礎とする優先権の主張を行うと、PPH 申請のオプションが「revendication de Priorité（優先権主張）」欄に表示される。

OPTION : REVENDICATION DE PRIORITÉ 1

La priorité n°1 a été ajoutée.

Vous pouvez revendiquer la priorité d'une demande étrangère antérieure ou le bénéfice de la date de dépôt d'une demande française antérieure. Cette faculté est ouverte uniquement si votre dépôt est effectué dans un délai maximal de 12 mois à compter de la date de dépôt de la demande antérieure la plus ancienne. Il n'est pas possible de revendiquer simultanément une priorité étrangère et le bénéfice de la date de dépôt d'une demande française antérieure.

Ajouter une priorité +

#	N°	DATE DE DÉPÔT	PAYS	
1	2020-011111	01/01/2020	Japon	Modifier Supprimer

Demande d'examen accéléré en vertu du PPH / Request for an accelerated examination under the PPH pilot program Non

「Request for an accelerated examination under the PPH pilot program（PPH 試行プログラム早期審査申請）」の隣のチェックで「Oui（はい）」を選ぶと、対応書類の提出欄が表示される。

Corresponding application number (Numéro de demande correspondante)	Corresponding application number
Joindre vos documents +	Copies of all office actions (which are relevant to substantial examination for patentability in the office) which were issued for the corresponding application by the office (<i>copies de toutes les notifications de l'office (pertinentes pour l'examen substantif pour la brevetabilité au office) qui ont été envoyées pour la demande correspondante par l'office</i>)
Joindre vos documents +	translations of them (<i>leur traduction</i>)
Joindre vos documents +	Copies of all claims determined to be patentable by the office (<i>copies de toutes les revendications déterminées comme étant brevetables par l'office</i>)
Joindre vos documents +	translations of them (<i>leur traduction</i>)
Joindre vos documents +	Copies of references cited by the office examiner (<i>copies des références citées par l'examineur de l'office</i>)
Joindre vos documents +	Claim correspondence table (<i>tableau de correspondance des revendications</i>)
Details about omitted documents (<i>explication à propos des documents non soumis</i>)	Explication à propos des documents non soumis...

以下の必要書類は、PPH に基づく早期審査を申請する際に、PPH 申請書に添付して提出するか、上記のように審査官が入手可能な場合は特定する必要がある。

PPH に基づく早期審査を申請する際に提出する書類：

上記に記載の通り (2.提出書類参照)、提出書類は 4 点である。

- 特許性の実体審査に関わる PPH 相手庁のオフィスアクションの写し (及びその翻訳文)
- PPH 相手庁で特許可能と判断されたすべての請求項の写し (及びその翻訳文)
- PPH 相手庁の審査官が引用した文献の写し
- INPI 出願の請求項と特許可能と判断されたすべての請求項との請求項対応表
PPH 申請書に例が記載されている (「Aide en Ligne (オンラインサポート)」セクション又は下記参照)。

注意: 請求項対応表の提出は必須である。また、非特許文献はすべて提出しなければならない。

「対応する出願番号/Numéro de demande correspondante」欄には、出願人が PPH 申請の基礎となる出願番号を記載することができる (この出願番号が優先権番号と異なる場合)。

「省略された書類についての詳細/Explication à propos des documents non fournis」

欄には、出願人が書類の一部を提出しなかった理由を記載できる（ただし、提出が必須の請求項対応表や、非特許文献、その他 PPH 相手庁のドシエアクセスシステムから入手できない書類は除く）。

「Joindre vos documents（書類を添付）」をクリックすると、書類をアップロードできる。

「Parcourir（参照）」をクリックして PDF 形式の書類をアップロードし、「Envoyer le document（書類を送信）」をクリックする。すべての提出書類のアップロードが完了したら、「Etape suivante（次のステップ）」をクリックして出願手続きを続ける。

CRÉÉ LE	NOM	TYPE	CATEGORIE	ACTION
17/12/2020	TypeRR_29_07_2020_165032_FR1660034.pdf	PDF	Claim correspondence table / Table de correspondance des revendications	Supprimer Télécharger

出願手続きの最後に出願サマリー（「Récapitulatif de dépôt」）が表示され、PPH 申請や「優先権主張」欄で提出した書類に関する情報を確認することができる。

OPTION : REVENDICATION DE PRIORITÉ 1
Modifier

*	N°	DATE DE DÉPÔT	PAYS
1	2020-011111	01/01/2020	Japon

Demande d'examen accéléré en vertu du PPH / Request for an accelerated examination under the PPH pilot program Oui

CRÉÉ LE	NOM	TYPE	CATEGORIE	ACTION
17/12/2020	TypeRR_29_07_2020_165032_FR1660034.pdf	PDF	Claim correspondence table / Table de correspondance des revendications	Supprimer Télécharger

OPTION : DEMANDE DE DÉLIVRANCE ACCÉLÉRÉE
Modifier

Je sollicite la délivrance accélérée de ma demande en 20 mois du dépôt. À cette fin, je sollicite également la publication anticipée de la demande. Je suis informé(e) que ma demande de brevet ou de certificat d'utilité doit remplir plusieurs conditions pour être délivrée en 20 mois Non

PPH 申請は無料で行うことができる。

3.2. INPI への特許出願後に PPH 申請を行う場合

出願後、INPI が特許審査 (grant examination) に着手するまではいつでも PPH 申請を行うことができる。

PPH 申請のオプションの選択 :

まず「Mes actions (私のアクション)」にある「Transmettre un document (書類を送付する)」をクリックする。

The screenshot shows the 'REQUÊTE' (Request) section of the PPH application interface. On the left, there is a sidebar with navigation icons and a 'MES ACTIONS' (My Actions) section containing a 'Transmettre un document' button. The main content area displays the following information:

- Titre:** Demande de brevet conforme aux exigences antérieures au standard xml
- Extension:** Polynésie Française (Non)
- Réduction de redevance:** (Non)
- Demande de délivrance accélérée:** (Non)
- Type:** Brevet français
- Sequences de nucléotides et/ou d'acides aminés:** (Non)
- Demande de brevet provisoire:** (Non)

At the bottom, there is an 'INTERVENANTS' (Intervenants) section with fields for 'TYPE' and 'NOM'.

「Parcourir (参照)」をクリックして PPH 申請に関わるすべての書類を PDF 形式でアップロードする。

第 1 部 JPO の国内出願成果物を利用した PPH

DOCUMENTS
Annuler

Attention, les fichiers ne peuvent excéder la taille de **100.00 Mo** et doivent appartenir au(x) type(s) **.pdf** et **.txt**
 Les types « Description », « Revendications », « Dessins », « Texte d'abrégé » et « Dessin d'abrégé » doivent être utilisés pour les versions sans modifications apparentes.
 La version avec les modifications apparentes doit être fournie en tant que courrier d'accompagnement ou dans le courrier d'accompagnement.

Parcourir...

REÇU LE	NOM	TYPE	ACTION
17/12/2020	application-body.xml	Contenu de la demande XML	Télécharger
17/12/2020	Demande_redige_compatible XML.docx.zip	Contenu de la demande ZIP	Télécharger
17/12/2020	Demande_redige_compatible XML.docx.pdf	Contenu de la demande PDF	Télécharger
17/12/2020	Demande_redige_compatible XML.docx	Contenu de la demande DOCX	Télécharger

書類のアップロードが完了したら、「Type」で「Requête PPH / PPH Request」（「PPH 申請書」）を選び、「Envoyer le document（書類を送信）」をクリックする。

Attention, les fichiers ne peuvent excéder la taille de **100.00 Mo** et doivent appartenir au(x) type(s) **.pdf** et **.txt**
 Les types « Description », « Revendications », « Dessins », « Texte d'abrégé » et « Dessin d'abrégé » doivent être utilisés pour les versions sans modifications apparentes.
 La version avec les modifications apparentes doit être fournie en tant que courrier d'accompagnement ou dans le courrier d'accompagnement.

NOM	TYPE *	FORMAT	TAILLE	VALIDE ?	PROGRESSION	ACTION
US____2019380418A1_L.pdf	Requête PPH / PPH request	.pdf	2.82 Mo	Oui	100 %	

アップロードされた書類（PPH 申請書）が「Documents（文書）」に表示される。

PIÈCES TECHNIQUES Retrait partiel

VERSIONS 1

DÉPÔT DE MATIÈRES BIOLOGIQUES

Aucune matière biologique

DOCUMENTS + Ajouter un document + Demander la correction d'une erreur matérielle + Demander un erratum

REÇU LE	NOM	TYPE	ACTION
26/11/2021	US____2019380418A1_L.pdf	Requête PPH / PPH request	Télécharger
24/11/2021	Recapitulatif_inventor_20211124-181938_FR2130055.pdf	Désignation d'inventeur	Télécharger

PPH に基づく早期審査を申請する際に提出する書類 :

PPH 申請に関わるすべての書類は、「Requête PPH / PPH Request」（「PPH 申請書」）の下にアップロードされていなければならない。

「Aide en Ligne（オンラインサポート）」セクションで提供されており、PPH 申請に必須の PPH 申請書に加え、4 つの書類を提出又は特定する必要がある。 :

- 特許性の実体審査に関わる PPH 相手庁のオフィスアクションの写し（及びその翻訳文）
- PPH 相手庁で特許可能と判断されたすべての請求項の写し（及びその翻訳文）
- PPH 相手庁の審査官が引用した文献の写し
- INPI 出願の請求項と特許可能と判断されたすべての請求項との請求項対応表
PPH 申請書に例が記載されている（「Aide en Ligne（オンラインサポート）」セクション又は下記参照）。

注意: PPH 申請を特許出願と同時に行わない場合、PPH 申請書と請求項対応表の提出は、PPH 申請を完了するために必須である。また、非特許文献が引用されている場合は、必ず提供しなければならない。

アップロードされた書類は自動的に審査官に送付される。

PPH 申請は無料で行うことができる。

4. PPH 申請書

INPI と PPH 相手庁の PPH 試行プログラム早期審査申請

INPI 出願番号: _____

対応する PPH 相手庁出願番号: _____

提出書類:

- PPH 相手庁が対応出願に対して発行した (PPH 相手庁における特許性の実体審査に関わる) すべてのオフィスアクションの写し
- 上記オフィスアクションの翻訳文
- PPH 相手庁で特許可能と判断されたすべての請求項の写し
- 上記請求項の翻訳文
- PPH 相手庁の審査官が引用した文献の写し
- 請求項対応表

請求項対応表		
INPI出願の 請求項	PPH相手庁出願の特許 可能とされた請求項	対応に関するコメント

(提出を省略する書類に関する説明)

第2部

JPO が作成した PCT 国際段階成果物に基づく PPH

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した INPI-JPO 特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラム(PCT-PPH)において、以下の要件を満たすフランス産業財産庁 (INPI) への出願について、関係書類の提出等の所定の手続を取ることににより、JPO が作成した PCT 国際段階成果物に基づいて早期審査を申請することができる。

出願人は、PCT-PPH 試行プログラムの申請に際し、申請書を INPI に提出しなければならない。

両庁は、プログラムへの参加申請数が管理可能なレベルを超えた場合、又は他の理由により、PCT-PPH 試行プログラムを終了することができる。プログラムを終了する場合、事前に告知する。

PCT-PPH 試行プログラムは2025年1月1日から行い、2029年12月31日に終了いたしますが、INPI と日本国特許庁 (JPO) による調査と評価の後に延長される可能性があります。

1. 要件

PCT-PPH を申請する INPI への出願は以下の要件を満たさなければならない。

- (a) 当該出願に対応する PCT 出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 又は国際予備審査報告 (IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも) 特許可能と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA 及び IPER は JPO が国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) として作成したものに限りです。

国際調査報告 (ISR) のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新の国際段階成果物の第VIII欄に何らかの意見が記載されている場合、第VIII欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。出願人が特許性について何ら釈明をしない場合、当該出願は PCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。なお、釈明が妥当であるか否か、第VIII欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加が認められるか否かの判断に影響しません。

- (b) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。

- (i) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている国内出願である。（附属書 II、図 A 参照）
- (ii) 当該出願は、対応する国際出願を基礎としてパリ条約に基づく優先権又は国内優先権を主張する国内出願である。（附属書 II、図 B 参照）
- (iii) 当該出願は、上記(i)(ii)のいずれかを満たす出願の派生出願（分割出願、国内優先権を主張する出願等）である。（附属書 II、図 C 参照）

（注） INPI 出願は PCT 出願の国内移行出願を含まない。

- (c) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、ISA/IPEA としての JPO で特許可能と示された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。**

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が JPO で特許可能と示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が JPO で特許可能と示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。例えば、JPO 出願の請求項において、明細書（明細書及び／又は請求項）に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

JPO で特許可能と示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、JPO 出願の請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、フィリピン知的財産庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PCT-PPH 試行プログラムの申請が受理された場合、ファーストオフィスアクション発行後に補正又は追加される請求項は、JPO 出願の請求項と十分に対応している必要はありません。

- (d) PCT-PPH 申請時に INPI が出願の特許審査 (grant examination) に着手していない。**

審査プロセスの一層の迅速化のため、INPI は、INPI への出願から 12 ヶ月以内の PPH 申請を推奨する。

2. 提出書類

PCT-PPH 申請を行う際は、以下の書類(a)～(d)を PPH 申請書に添付して提出しなければならない。

(a) 請求項が特許可能と示された最新の国際段階成果物の写し、及びその翻訳文¹

翻訳言語として英語又はフランス語が認められる。最新の国際段階成果物の写し及びその翻訳文が PATENTSCOPE®*で入手できる場合、出願人は、INPI から要求されない限り、これらの書類の提出を省略できる。

(*通常、WO/ISA は“IPRP Chapter I”として、また IPER は“IPRP Chapter II”として優先日から 30 月で利用可能となります。)

(b) 対応する国際出願の最新の国際段階成果物で JPO に特許可能と示された請求項の写し及びその翻訳文¹

翻訳言語として英語又はフランス語が認められる。特許可能と示された請求項の写しが PATENTSCOPE®*で入手できる場合（例えば、国際特許公報が発行されている場合）、出願人は、INPI から要求されない限り、この書類の提出を省略できる。

(c) 対応する国際出願の最新の国際段階成果物で引用された文献の写し

引用文献が特許文献の場合、INPI は通常それらを所有しているため、出願人は提出を省略できる。INPI の審査官が特許文献を所有していない場合、出願人は審査官の求めに応じて当該特許文献を提出しなければならない。非特許文献はすべて提出しなければならない。引用文献の翻訳文は不要である。

(d) 請求項対応表

出願人は、INPI 出願のすべての請求項が JPO 出願の特許可能な請求項に十分に対応していることを示す請求項対応表を提出しなければならない。請求項が JPO 出願の請求項の逐語訳である場合、出願人は対応表に「当該請求項は JPO 出願の請求項と同様である」と記入するだけでよい。請求項が逐語訳でない場合、出願人は各請求項が十分に対応していることを説明する必要がある。

出願人は、並行した手続又は以前の手続において上記書類(a)から(d)を INPI にすでに提出している場合、その旨の記載をもって提出に代え、添付を省略できる。

3. PPH 申請手続

PPH 申請は INPI のオンライン出願ウェブサイト (<https://procedures.inpi.fr/?/>) を通じて提出しなければならない。

3.1. 特許出願と同時に PPH 申請を行う場合

PPH 申請のオプションの選択：

日本出願を基礎とする優先権の主張を行うと、PPH 申請のオプションが「Revendication de Priorité (優先権主張)」欄に表示される。

OPTION : REVENDICATION DE PRIORITÉ 1

La priorité n°1 a été ajoutée.

Vous pouvez revendiquer la priorité d'une demande étrangère antérieure ou le bénéfice de la date de dépôt d'une demande française antérieure. Cette faculté est ouverte uniquement si votre dépôt est effectué dans un délai maximal de 12 mois à compter de la date de dépôt de la demande antérieure la plus ancienne. Il n'est pas possible de revendiquer simultanément une priorité étrangère et le bénéfice de la date de dépôt d'une demande française antérieure.

Ajouter une priorité +

#	N°	DATE DE DÉPÔT	PAYS
1	2020-011111	01/01/2020	Japon

Demande d'examen accéléré en vertu du PPH / Request for an accelerated examination under the PPH pilot program Non

「Request for an accelerated examination under the PPH pilot program (PPH 試行プログラム早期審査申請)」の隣のチェックで「Oui (はい)」を選ぶと、対応書類の提出欄が表示される。

Corresponding application number (Numéro de demande correspondante)	Corresponding application number
Joindre vos documents +	Copies of all office actions (which are relevant to substantial examination for patentability in the office) which were issued for the corresponding application by the office (copies de toutes les notifications de l'office (pertinentes pour l'examen substantif pour la brevetabilité au office) qui ont été envoyées pour la demande correspondante par l'office)
Joindre vos documents +	translations of them (leur traduction)
Joindre vos documents +	Copies of all claims determined to be patentable by the office (copies de toutes les revendications déterminées comme étant brevetables par l'office)
Joindre vos documents +	translations of them (leur traduction)
Joindre vos documents +	Copies of references cited by the office examiner (copies des références citées par l'examineur de l'office)
Joindre vos documents +	Claim correspondence table (tableau de correspondance des revendications)
Details about omitted documents (explication à propos des documents non soumis)	Explication à propos des documents non soumis...

以下の必要書類は、PPH に基づく早期審査を申請する際に、PPH 申請書に添付して提出するか、上記のように審査官が入手可能な場合は特定する必要がある。

PPH に基づく早期審査を申請する際に提出する書類：

上記に記載の通り (2.提出書類参照)、提出書類は 4 点である。

- 特許性の実体審査に関わる PPH 相手庁のオフィリアクションの写し (及びその翻訳文)
- PPH 相手庁で特許可能と判断されたすべての請求項の写し (及びその翻訳文)
- PPH 相手庁の審査官が引用した文献の写し
- INPI 出願の請求項と特許可能と判断されたすべての請求項との請求項対応表
PPH 申請書に例が記載されている (「Aide en Ligne (オンラインサポート)」セクション又は下記参照)。

注意: 請求項対応表の提出は必須である。また、非特許文献はすべて提出しなければならない。

「対応する出願番号／Numéro de demande correspondante」欄には、出願人が PPH 申請の基礎となる出願番号を記載することができる (この出願番号が優先権番号と異なる場合)。

「省略された書類についての詳細／Explication à propos des documents non fournis」

欄には、出願人が書類の一部を提出しなかった理由を記載できる（ただし、提出が必須の請求項対応表や、非特許文献、その他 PPH 相手庁のドシエアクセスシステムから入手できない書類は除く）。

「Joindre vos documents（書類を添付）」をクリックすると、書類をアップロードできる。

「Parcourir（参照）」をクリックして PDF 形式の書類をアップロードし、「Envoyer le document（書類を送信）」をクリックする。すべての提出書類のアップロードが完了したら、「Etape suivante（次のステップ）」をクリックして出願手続きを続ける。

CRÉÉ LE	NOM	TYPE	CATEGORIE	ACTION
17/12/2020	TypeRR_29_07_2020_165032_FR1660034.pdf	PDF	Claim correspondence table / Table de correspondance des revendications	Supprimer Télécharger

出願手続きの最後に出願サマリー（「Récapitulatif de dépôt」）が表示され、PPH 申請や「優先権主張」欄で提出した書類に関する情報を確認することができる。

OPTION : REVENDICATION DE PRIORITÉ 1
Modifier

*	N°	DATE DE DÉPÔT	PAYS
1	2020-011111	01/01/2020	Japon

Demande d'examen accéléré en vertu du PPH / Request for an accelerated examination under the PPH pilot program **Oui**

CRÉÉ LE	NOM	TYPE	CATEGORIE	ACTION
17/12/2020	TypeRR_29_07_2020_165032_FR1660034.pdf	PDF	Claim correspondence table / Table de correspondance des revendications	<div style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">Supprimer</div> <div style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">Télécharger</div>

OPTION : DEMANDE DE DÉLIVRANCE ACCÉLÉRÉE
Modifier

Je sollicite la délivrance accélérée de ma demande en 20 mois du dépôt. À cette fin, je sollicite également la publication anticipée de la demande. Je suis informé(e) que ma demande de brevet ou de certificat d'utilité doit remplir plusieurs conditions pour être délivrée en 20 mois **Non**

PPH 申請は無料で行うことができる。

3.2. INPI への特許出願後に PPH 申請を行う場合

出願後、INPI が特許審査（grant examination）に着手するまではいつでも PPH 申請を行うことができる。

PPH 申請のオプションの選択：

まず「Mes actions（私のアクション）」にある「Transmettre un document（書類を送付する）」をクリックする。

「Parcourir（参照）」をクリックして PPH 申請に関わるすべての書類を PDF 形式でアップロードする。

第 2 部 JPO の PCT 国際段階成果物を利用した PPH

DOCUMENTS
Annuler

Attention, les fichiers ne peuvent excéder la taille de **100.00 Mo** et doivent appartenir au(x) type(s) **.pdf** et **.txt**
 Les types « Description », « Revendications », « Dessins », « Texte d'abrégé » et « Dessin d'abrégé » doivent être utilisés pour les versions sans modifications apparentes.
 La version avec les modifications apparentes doit être fournie en tant que courrier d'accompagnement ou dans le courrier d'accompagnement.

Parcourir...

REÇU LE	NOM	TYPE	ACTION
17/12/2020	application-body.xml	Contenu de la demande XML	Télécharger
17/12/2020	Demande_redige_compatible XML.docx.zip	Contenu de la demande ZIP	Télécharger
17/12/2020	Demande_redige_compatible XML.docx.pdf	Contenu de la demande PDF	Télécharger
17/12/2020	Demande_redige_compatible XML.docx	Contenu de la demande DOCX	Télécharger

書類のアップロードが完了したら、「Type」で「Requête PPH / PPH Request」（「PPH 申請書」）を選び、「Envoyer le document（書類を送信）」をクリックする。

Attention, les fichiers ne peuvent excéder la taille de **100.00 Mo** et doivent appartenir au(x) type(s) **.pdf** et **.txt**
 Les types « Description », « Revendications », « Dessins », « Texte d'abrégé » et « Dessin d'abrégé » doivent être utilisés pour les versions sans modifications apparentes.
 La version avec les modifications apparentes doit être fournie en tant que courrier d'accompagnement ou dans le courrier d'accompagnement.

NOM	TYPE *	FORMAT	TAILLE	VALIDE ?	PROGRESSION	ACTION
US____2019380418A1_L.pdf	Requête PPH / PPH request	.pdf	2.82 Mo	Oui	100 %	

アップロードされた書類（PPH 申請書）が「Documents（文書）」に表示される。

PIÈCES TECHNIQUES
Retrait partiel

VERSIONS 1

DÉPÔT DE MATIÈRES BIOLOGIQUES

Aucune matière biologique

DOCUMENTS

[+ Ajouter un document](#)
[+ Demander la correction d'une erreur matérielle](#)
[+ Demander un erratum](#)

REÇU LE	NOM	TYPE	ACTION
26/11/2021	US____2019380418A1_L.pdf	Requête PPH / PPH request	Télécharger
24/11/2021	Recapitulatif_inventor_20211124-181938_FR2130055.pdf	Désignation d'inventeur	Télécharger

PPH に基づく早期審査を申請する際に提出する書類 :

PPH 申請に関わるすべての書類は、「Requête PPH / PPH Request」（「PPH 申請書」）の下にアップロードされていなければならない。

「Aide en Ligne（オンラインサポート）」セクションで提供されており、PPH 申請に必須の PPH 申請書に加え、4 つの書類を提出又は特定する必要がある。 :

- 特許性の実体審査に関わる PPH 相手庁のオフィスアクションの写し（及びその翻訳文）
- PPH 相手庁で特許可能と判断されたすべての請求項の写し（及びその翻訳文）
- PPH 相手庁の審査官が引用した文献の写し
- INPI 出願の請求項と特許可能と判断されたすべての請求項との請求項対応表
PPH 申請書に例が記載されている（「Aide en Ligne（オンラインサポート）」セクション又は下記参照）。

注意: PPH 申請を特許出願と同時に行わない場合、PPH 申請書と請求項対応表の提出は、PPH 申請を完了するために必須である。また、非特許文献が引用されている場合は、必ず提供しなければならない。

アップロードされた書類は自動的に審査官に送付される。

PPH 申請は無料で行うことができる。

4. PPH 申請書

INPI と PPH 相手庁の PPH 試行プログラム早期審査申請

INPI 出願番号: _____

対応する PPH 相手庁出願番号: _____

提出書類:

- PPH 相手庁が対応出願に対して発行した (PPH 相手庁における特許性の実体審査に関わる) すべてのオフィスアクションの写し
- 上記オフィスアクションの翻訳文
- PPH 相手庁で特許可能と判断されたすべての請求項の写し
- 上記請求項の翻訳文
- PPH 相手庁の審査官が引用した文献の写し
- 請求項対応表

請求項対応表		
INPI出願の 請求項	PPH相手庁出願の特許 可能とされた請求項	対応に関するコメント

(提出を省略する書類に関する説明)

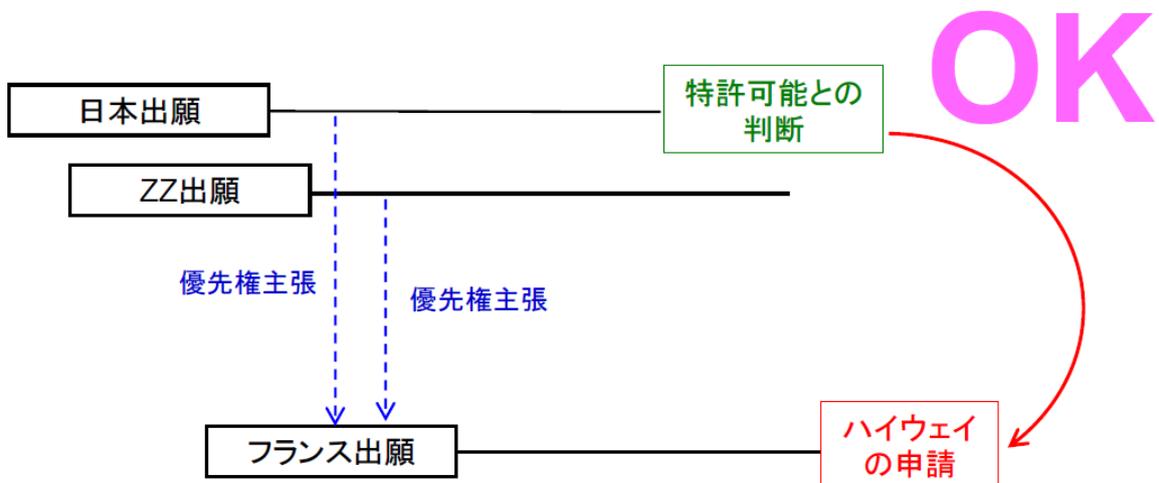
A

(Case I)
- パリルート -



B

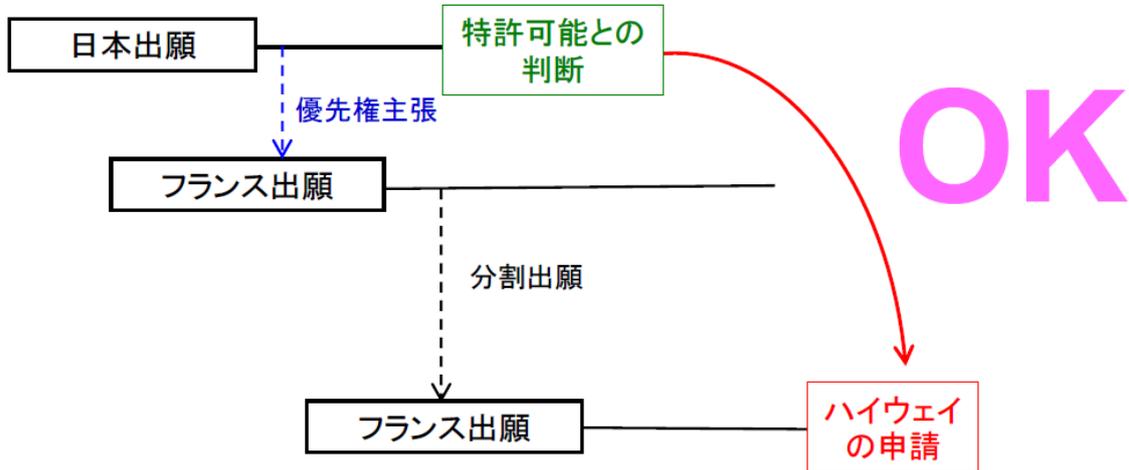
(Case I)
- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



ZZ: 任意の庁

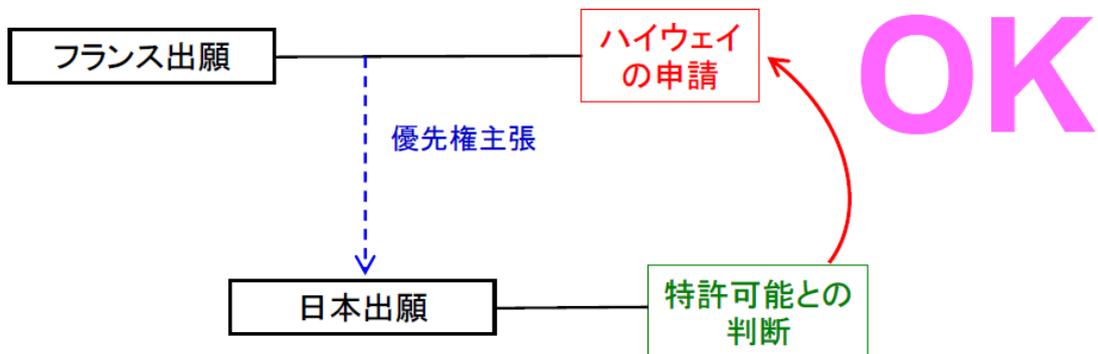
C

(Case I)
- パリルート:分割出願 -



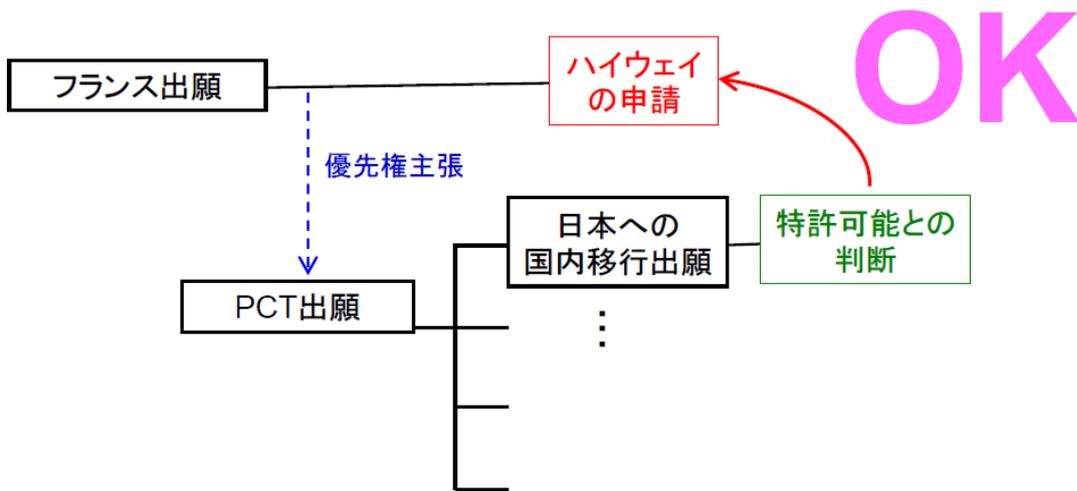
D

(Case II)
- パリルート -



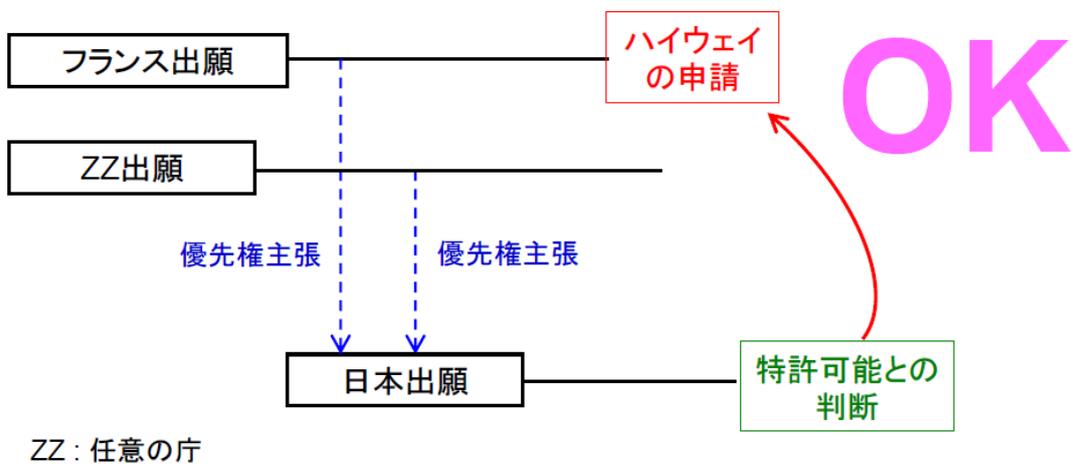
E

(Case II)
- PCTルート -



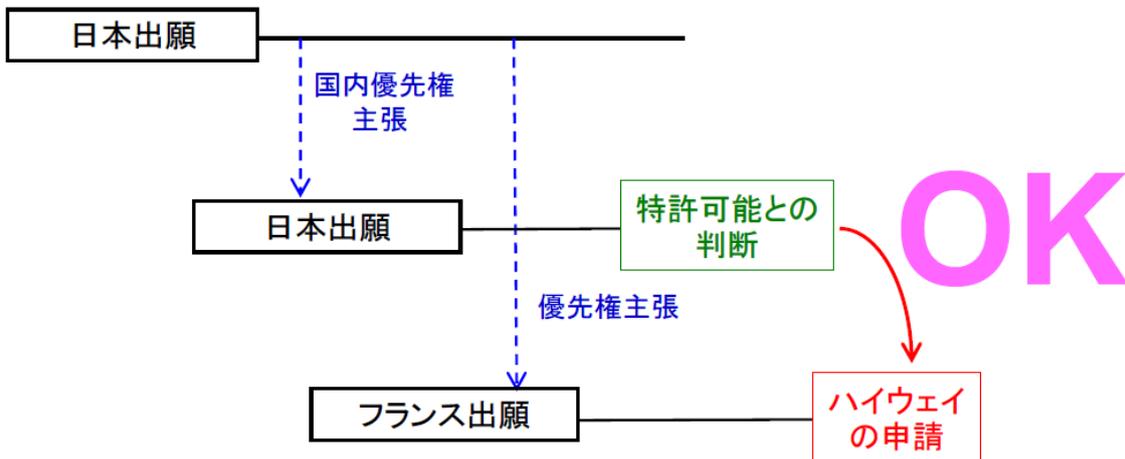
F

(Case II)
- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



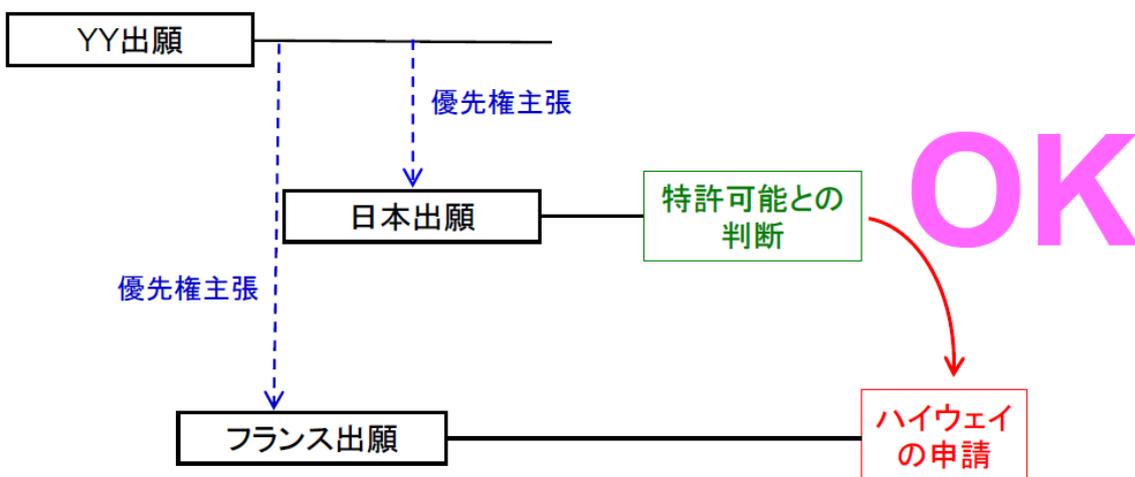
G

(Case III)
- パリルート:国内優先権主張 -



H

(Case III)
- パリルート:第三国出願に基づく優先権主張 -

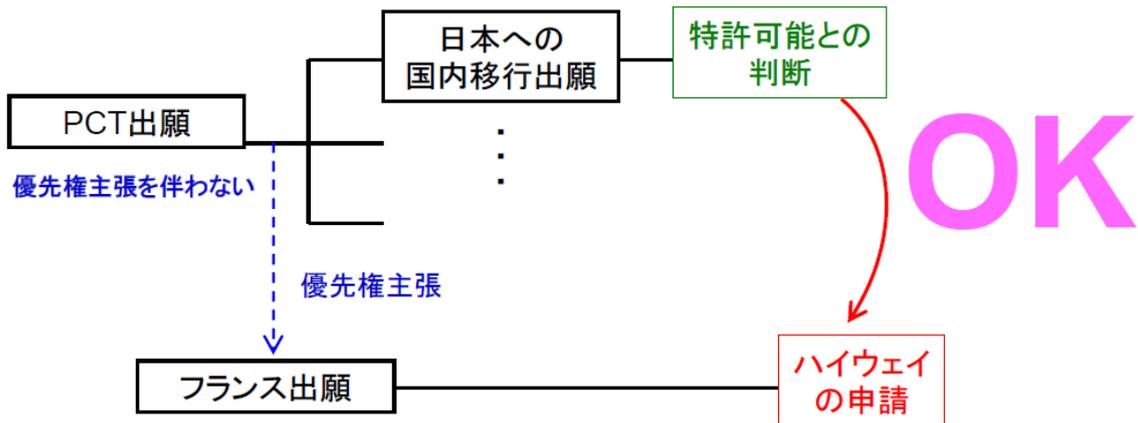


YY: 第三国

I

(Case IV)

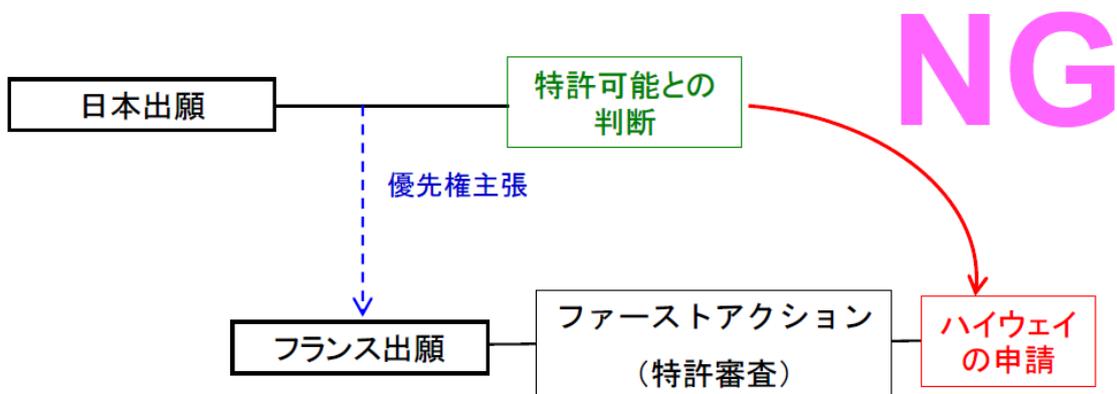
- パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



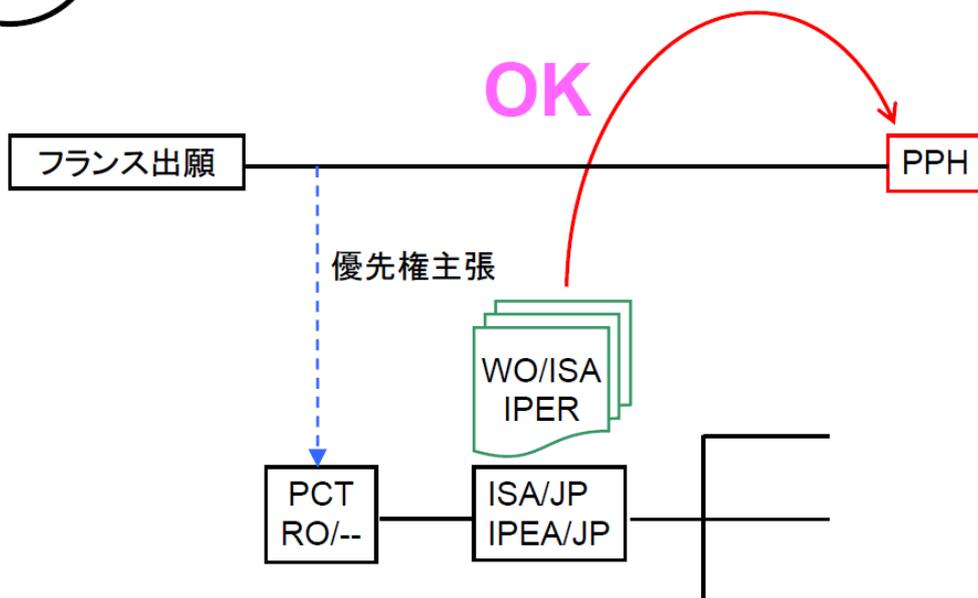
J

要件(d)を満たさない事例

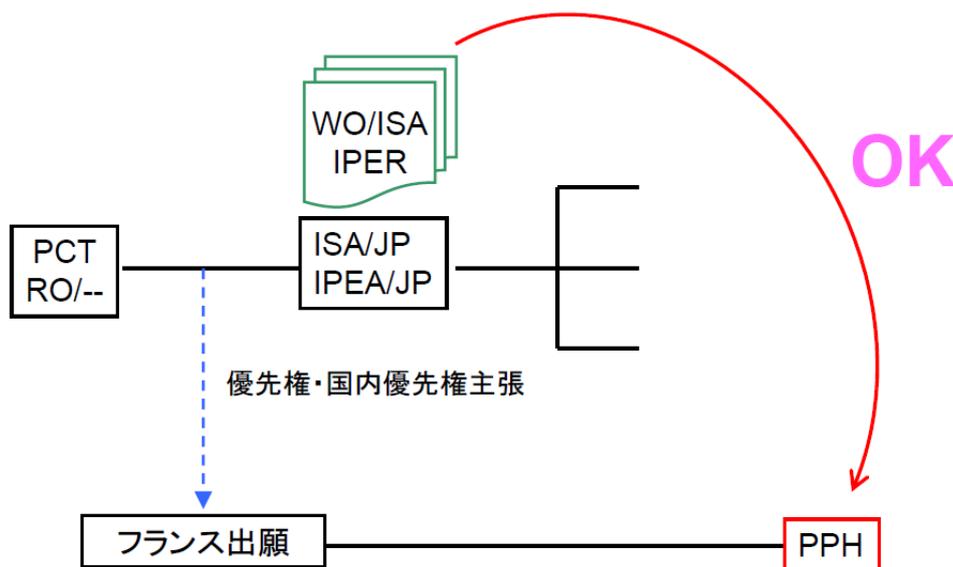
- ハイウェイの申請前にINPIが審査着手-



A INPI出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となる国内出願である。



B INPI出願は「対応する国際出願」を基礎としてパリ条約優先権又は国内優先権を主張する国内出願である。



C

INPI出願は要件(i)を満たす出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。

